

Webサービスによるマルチメディアコンテンツ著作権の流通*

1 Y - 0 1

楯 武士 山田 洋一†

NTTコムウェア(株)‡

1 はじめに

マルチメディアコンテンツ(以下コンテンツ)のネットワーク上での流通が注目されている。しかし、これらコンテンツの流通に関して、著作権に関わる2つの大きな問題が顕在化している。一つは不正コピー等に見られる著作権保護の問題であり、もう一つは円滑な著作権処理に関する問題である。

本報告は、円滑な著作権処理の問題に焦点を当て、現状におけるこれらの阻害要因を述べ、それを解決するためにコンテンツの著作権処理にWebサービスを導入することを提案する。

2 背景

コンテンツの円滑な権利処理を阻害する要因を示す。なお、ここでの権利処理とは利用許諾契約などの権利の流通を言う。

1. コンテンツを一意に識別する方法がない
2. コンテンツから権利者を特定することができない
3. 著作権情報フォーマット(権利データベースのスキーマ)の標準が存在しないため、他者との権利情報の流通ができない
4. 権利情報の流通方式や各権利者における権利処理方法に関しては規定がないため、権利処理は各権利者、権利利用者個別の処理となり、個々のシステムが存在する

1、2の問題に対して、日本国内においてコンテンツIDフォーラム(以下 cIdf)が、1) コンテンツをユニークに識別するためのユニークコードを付与し、そのユニークコードをキーとして著作権情報を管理する2) ユニークコードを電子透かし技術を用いてコンテンツに埋め込むことでコンテンツから権利者を特定するという仕様を提案し、これらの問題の解決を図っている。3、4の問題については、権利処理や権利フォーマットが権利者個々のルールが存在することやコンテンツの性格と密接に関係していると言った問題のため、フォーマットや処理方式の統一化を図ることは難しく、現状では解決の目処が立っていない。

本報告では、3、4の問題の著作権処理の統合化を目的として、それを行う上で必要となる著作権情報の流通に焦点を当て、その解決を目指す。

*Multi-media content copyright distribution on web service

†Takeshi Tate, Youichi Yamada

‡NTT COMWARE CORPORATION

3 Webサービスによる著作権処理

一般的な権利の処理の手順を整理すると次の4つの手順がある。1) 権利を保有する権利者が権利管理者に権利を登録する。ここで権利管理者は登録されたコンテンツの権利の管理を行っている業者で、cIdf 仕様でのID管理センタに相当する。2) 権利利用者(流通業者など)が処理対象コンテンツの権利者の情報を権利管理者から取得する。3) 権利利用者が権利者と契約を結ぶ。4) 権利管理者の権利情報を更新する。

これらの処理は前節で示したように権利管理者ごとに権利フォーマットを持ち、権利利用者や権利者が個別の処理を行っていることから、各プレイヤー(権利管理者・権利利用者・権利者)が管理・運営するシステム間の連携が行われていないのが現状である。このシステム間の連携を実現するためには権利情報の流通が不可欠であり、そのための要件は以下の点である。

- 任意の各プレイヤーのシステム間で権利情報を交換できること
- 権利管理者が管理する権利フォーマットに依存せずに権利情報の流通を行えること

これらの要件を満たすために情報流通の方式として、これらの各システム間の連携(権利情報の流通)をWebサービスによるを提案する(図1)。

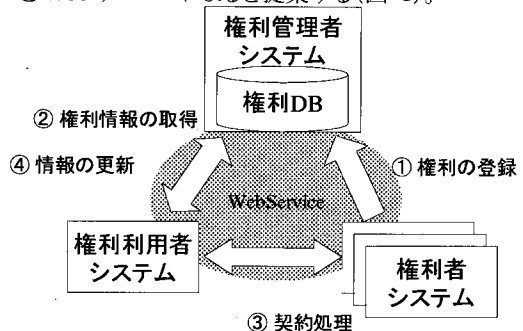


図1 Webサービスによる著作権処理

本報告で、システム連携にWebサービスを採用した理由は以下の点である。

- 不特定なプレイヤー間の情報交換に適していること

- Web サービスが任意のインターフェースを持つシステム間の結合に適していること
- 以降の本報告では、図 1 の手順② 権利情報の取得の Web サービスについて述べる。

4 著作権情報の流通

著作権情報流通システムの構成図を図 2 に示す。

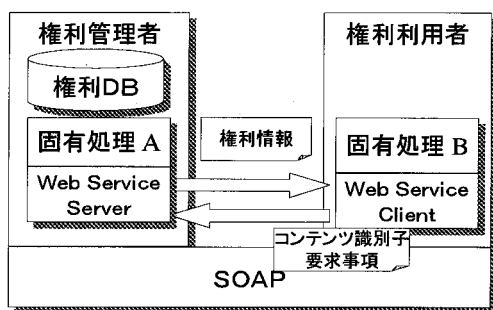


図 2 システム構成

権利利用者システムは権利管理者の Web サービスで規定されたメソッドを SOAP(Simple Object Access Protocol)を通じて呼び出し該当コンテンツの権利情報を取得し、権利利用者内の固有処理を実行する。

この際に、権利管理者の Web サービスのメソッドとそのリターン値を決定する上で考慮しなければならないのは、その管理者の権利情報フォーマットに特化した部分をできる限り排除し、かつ権利利用者が権利処理を行う上で必要な要求事項に回答できるようにしなければならないことである。また、メソッドの回数にも、対象コンテンツを特定する何らかの識別子が必要となる。

今回の本報告で開発した権利管理者システムにおいては、上記の点を考慮して、権利者名とその権利者が保有する権利および、権利者システムのシステムの Web サービス URL をリターン値とする表 1 のメソッド群を用意した。

表 1 実装メソッド

メソッド名	リターン値
getCreators	製作者情報の取得 (権利者名、権利者サービス URL)
getNeighboringrights	著作隣接権者情報の取得 (権利者名、権利者サービス URL、所有権利)
getRightsagents	著作権者情報の取得 (権利者名、権利者サービス URL、所有権利)

5 考察

3節で挙げた要件について Web サービス適用についての考察を述べる。

- 任意の各プレイヤー間での権利流通
Webサービスを採用することによって、権利管理者と権利利用者の結合度を疎にすることが可能となり、任意の権利管理者システムと権利利用者システムの間での著作権情報の流通が可能になった。また、SOAP を用いることで通信プロトコルなど低レイヤの実装の差分も吸収することもでき、より多くのプレイヤー間での権利情報の流通も可能になった。
- 任意の情報フォーマット間の権利情報の流通
今回の実装はタイトルや権利者などの各種フォーマットが用意していると考えられる最低限のインターフェースのみを用意した。これによって情報フォーマットの差異を意識することなく、権利情報の流通が可能となり、権利管理者は既存の権利データベースに手を加えることなく、通信部分の付加することで既存システムが保有するだけでよい。

以上のことから権利処理を行う際の各プレイヤーのシステムを連携する上での要件は Web サービスを利用することで解決することが可能になったと言える。

また、課題として国際的な権利流通が挙げられる。これは権利情報フォーマットが、そのコンテンツを利用する国の著作権法に依存しているため、異なる国間での情報流通ができないという問題である。例えば、今回の実装のようにメソッドのリターン値として権利名が「複製権」など和名で表記されていた場合、他の国ではこの権利が認識できない、あるいは「複製権」に相当する権利が存在しないといった状況がある。

この場合の解決策として権利名間のトランスレートが考えられる。万能なトランスレートの実現は困難であるが、本適用領域においては、権利名が法に定められている名称であることから国単位の法の範囲で権利名間の対応を取る仕組みを用意することで実現は可能であると考ええる。

6 まとめ

著作権処理実務の軽減に向け、Web サービスによる著作権処理の一手法を提案し、その中の著作権情報の流通についてその具体的な実装例を示した。Web サービスによる著作権情報の流通は、現在の著作権処理の問題を解決するための有力な手法であると言える。また、より複雑な情報の交換を行うには課題があるが、その解決に向けた提言も行った。

参考文献

- [1] 「CIDf Specification 1.1 日本語版」
コンテンツ ID フォーラム <http://www.cidf.org>